# 令和3年度 第3回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

で作り生活					
開催日時	令和4年2月10日(木)午後1時から午後4時まで				
開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305会議室				
出席委員 (職業)	委員長 滝 明良 (元公正取引委員会 九州事務所長)				
	委員 潮崎 征功 (公認会計士)				
	委員 富本 和路 (弁護士)				
事務局出席者	木田総務企画部長				
	田村財務課長				
	安冨係長(財務課)				
	榎本主査 (財務課)				
	〔水産振興課〕庄田係長、木場主査				
	〔商工観光課〕秦課長、林主査				
	〔下水道課〕新地課長、大濵係長、古川主任				
関係課出席者	〔建設課〕土井課長、彦坂係長				
〔建築技術室〕井上課長、並木主任					
	〔農地整備課〕前田課長、前川係長				
	〔中央公民館〕山家社会教育課長、阿萬野中央公民館長				
議事概要	1. 開会				
	委員長あいさつ				
	2. 抽出期間における入札概要について				
	審議対象期間における入札及び契約状況の報告				
	3. 議事案件				
	抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議				
	※詳細については、別紙 会議録のとおり				
	4. 入札及び契約の手続き等に関する再苦情処理について				
	※詳細については、別紙 会議録のとおり				
	5. その他				
	1. 次回委員会開催日程について				
	※詳細については、別紙 会議録のとおり				
6. 閉会					
審議対象期間	令和3年9月1日から令和3年12月31日まで				
制限付一般競争入札	3件				
公募型一般競争入札	件 社会供料 7.44				
指名競争入札	2件 対象件数 7件				
随意契約	2件				
委員会からの意見・質問	意見・質問 回答等				
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり 別紙 会議録のとおり				
委員会による意見の具申	無し				
又は勧告の内容	7// C				

## 令和3年度 第3回入札監視委員会議事案件一覧

#### 審議順

	入札執行日	担当課	執行方法	工事·業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	9月10日	水産振興課	一般競争入札	並礁第3-2号	令和3年度 並型魚礁設置工事	・最低制限=落札額になった理由について ・同課、同種(魚礁)工事において、最低制限=落札額となるのは通常なのか、稀なのか ・今回の落札業者は、過去にも最低制限=落札額となったことはあるか(ある場合、 直近ではいつか)
2	11月9日	商工観光課	一般競争入札	商観工第3-4号	サンライズ淡路コワーキングスペース整備工事	・落札率が97.37%と高い理由について(予定価格の算定方法など) ・入札参加業者数が実質2社と、少ない理由について(募集開始時期や工期等の設定が、他の事業と比べて通常通りであったか) ・同課、同種(建築)工事において、入札書比較価格≒落札額となるのは通常なのか、稀なのか
3	9月10日	下水道課	一般競争入札	特環第3-1号	松帆·湊22号管渠布設工事	・落札率が63.42%と低い理由について ・予定価格の見積方法について ・調査基準価格制度を採用している場合は、その調査内容(ヒアリング・確認項目 と、それぞれの項目における専門家意見)について
4	10月25日	建設課	指名競争入札	単補第3号	神代八幡線外 区画線修繕工事	・最低制限=落札額になった理由について ・同課、同種(塗装)工事において、最低制限=落札額となるのは通常なのか、稀なのか ・今回の落札業者は、過去にも最低制限=落札額となったことはあるか(ある場合、 直近ではいつか)
5	10月1日 (審査会承認日)	建築技術室	公募型プロポーザル	建技委第3-7号	道の駅うずしおリニューアルエ事基本・実施設計業務	・採択、採点方法の概要 ・恣意性の介入の有無について(単純に最高評点の業者が採択されるのか、あるいは、特定の者による意向が反映され、下位者が採択されるケースがあるのか)
6	10月1日(審査会承認日)	農地整備課	随意契約	産建CAD第3-1号	令和3年度 CADソフトウェア更新業務	・1者随意契約となった理由 ・本ソフトウェア導入時の業者選定方法について(競争入札か) ・契約金額の妥当性の検証について(どのように値決めしているのか)
7	10月26日	中央公民館	指名競争入札	南あ中公工第3-4号	令和3年度 松帆活性化センタートイレ洋式化取替工事	・不調の原因について ・その後の顛末(再入札)について ・予定価格の見積方法について(11月25日入札の令和3年度地区公民館防犯カメラ 設置工事も不落に終わっており、予定価格の見積方法の課題・改善方法について)

# 令和3年度 第3回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

#### 入札概要説明

- ○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について 説明。
- (委員長) ありがとうございます。こちらの内容について何かありますでしょうか。 なければ個別案件に移らせていただきます。

#### 2 議事案件

- 1. 令和3年度 並型魚礁設置工事(水産振興課)
- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) 最低制限価格と落札額が一致した理由については、どうお考えでしょうか。
- (担当課 1) 本工事は、魚礁という海底で魚の住処となるような構造物を設置する工事です。内容としては魚礁の製作・沈設となり、非常にシンプルな工事です。 なおかつ、公共の歩掛・積算基準を用いており、業者見積りによって単価 決定した部材についても採用単価を明示しているため、金額の推測ができたのではないかと考えております。
- (委員 2) 分かりました。御課での同種工事において、最低制限価格と落札額が一致 するというのはよくあることなのかどうか、教えてください。
- (担当課 1) 過去の工事について確認したところ、平成 29 年の同種工事において、一致 しているものがありました。魚礁の種類はやや異なるものの、鋼製の魚礁 を製作・沈設するというもので、公共の歩掛を使用して積算しておりまし た。各業者においては、市の積算内容について開示を請求して研究されて いるので、積算精度が上がってきているとも感じています。
- (委員 2) 今のお話にあった、過去の同種工事で最低制限価格と落札額が一致した業者というのは、今回と同じ業者でしょうか。
- (担当課 1) 同じ業者です。
- (委員 2) この種の工事は、一定のスパンで定期的に行っているのでしょうか。
- (担当課 1) 本事業は、平成 30 年度からの 6 箇年事業となっており、毎年度同種工事を

発注しております。

- (委員 2) 先ほどの回答で、直近で一致したのが平成 29 年ということでしたが、それ 以外は、そこまで価格差は近くないということでしょうか。
- (担当課1) それ以外にも非常に近い金額はありました。
- (委員 2) 平成 29 年と今年度は同業者が落札されているということでしたが、他の年 の落札状況はいかがでしょうか。同じ業者での落札が続いているといった 状況など把握していたら教えてください。
- (担当課 1) 全てではないですが、今回の業者が魚礁設置工事等を専門にしているところもあり、割合としては多いです。
- (委員 2) 今回の結果でただちに問題があるというわけではありませんが、あまりに も偏りがあるようでしたら、今後注意して見ていく必要があるかも知れま せん。特に、最低制限価格と一致するケースが続くかどうかも注意する必 要があると思います。
- (担当課 1) はい、分かりました。
- (委員 1) 業者からの開示請求という話がありましたが、今回の工事について何社から請求があったのか、請求のあった業者に対してだけ開示したのか、について教えていただけますか。
- (担当課 1) 今回の工事については、開示請求は受けておりません。開示請求があった場合の対応としましては、申請者に対してのみ情報を開示しております。
- (委員 1) 資料の中に積算参考資料として単価が書かれているものがありますが、これを基に単純に計算することが可能なのでしょうか。
- (担当課 1) こちらに記載している部材については、業者からの見積りで決定した単価 となります。これを明示しないことには単価の算定が困難であるというこ とで、発注の際に示させていただいています。
- (委員 2) 先ほど「注意して見ていく」という話をさせていただきましたが、例えば 同じ見積り業者と落札業者の組み合わせが続いているかというのを見るの も有効かも知れません。
- (担当課 1) 分かりました。ありがとうございます。
- (委員長) 先ほどの話で積算参考の金額は見積りによるとのことでしたが、この見積りによるとのことでしたが、この見積りによるとのことでしたが、この見積りによるとのことでしたが、この見積りによるとのことでしたが、この見積
- (担当課 1) 魚礁メーカーに見積りを取っているので施工業者とは別会社にはなりますが、関連会社ではあったと思います。

- (委員長) メーカーの単価ですね。そのメーカーが作成した魚礁を、施工業者が購入 して設置する、ということになるのでしょうか。他のメーカーもあるので しょうか。
- (担当課 1) 魚礁の製作については、製作方法や形状、コンクリートの量などは公共の 歩掛で積算しております。魚礁自体を丸ごとメーカーから買うわけではあ りません。
- (委員長) 仕様・性能を指定しているということですね。
- (担当課 1) そうですね。公共の仕様・歩掛で明示されているような一般的な構造の魚 礁に、今回見積りで単価を決定したような板を加えることで、新たな効果 を生み出すというものです。魚礁自体はどこの業者でも製作できるであろ うと認識しています。
- (委員長) まずは予定価格を推定してから最低制限価格を計算してみるということだと思いますが、予定価格からの計算方法は業者も知っているのでしょうか。
- (事務局 1) 最低制限価格の算定式についてはホームページでも公表していますので、 どの業者もご存じだと思います。
- (委員長) それでは、予定価格の推定ができれば、最低制限価格も分かるということですね。今回は落札価格が最低制限価格と一致していますが、他にも非常に近い価格の業者もいますので、積算精度の問題かなとも思います。他になければこれで終了します。ありがとうございました。
- 2. サンライズ淡路コワーキングスペース整備工事(商工観光課)
- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) まず、落札率が 97.37%と高い理由について、予定価格の算定方法なども交えてご説明いただけますでしょうか。
- (担当課 2) 設計については、建築士に業務委託して設計書作成しています。今回の工事内容は既存建物の内装改修が主なものです。単価については、一部見積りによって決定した単価があるものの特殊な工法などはなく、比較的単価設定が容易であったかと考えます。積算につきましては、国土交通省営繕課制定の積算基準に基づき適正に実施していますし、特記仕様書に関しましても国土交通省の公共建築改修工事標準仕様書に基づき設定しております。
- (委員 2) 入札者数が実質 2 者ということで比較しにくいところはありますが、落札

されなかった業者と比較してもそこまで大きな差がないので、適切に設計されている中でたまたまその金額になったのかなと思います。次に、入札参加者が実質2者と少ない理由について、募集開始時期や工期等の設定が他の事業と比べて通常通りであったかという点も含めて教えていただけますか。

- (担当課 2) 本工事については、年度当初に第 2 四半期入札予定ということで発注見通しを公表しておりました。しかし、今年度に入ってから設計に着手したということもあり、設計内容を詰めていく中で入札時期を第 3 四半期に変更しております。これについては発注見通しも変更して公表しているところです。今回の目的であるコワーキングスペース整備については、当市としても初めての取り組みでしたが、内容としては一般的な改修工事であります。工期については設計士と相談する中で、4 ヶ月と設定しました。これは、正月休みを取ることも考慮したうえで、無理のないスケジュールであり特に問題がないという認識です。結果的に 4 者参加のうち 2 者のみの応札となりましたが、担当課としては適正な設計と工期に基づいて発注した結果だと認識しております。
- (委員 2) 工期が 2 月末だということですが、進捗はいかがでしょうか。
- (担当課 2) 先日の工程会議時点で約 6 割の進捗率となります。現在内装を手掛けており、設備が入ると進捗率もぐっと上がると思います。予定通り 2 月末の工期で問題ないという認識です。
- (委員 2) 実質 2 者での入札となりましたが、この少なさについては特段の事情はないということでしょうか。
- (担当課 2) 事情までは分かりませんが、特に問題視はしていませんでした。
- (委員 2) 過去の同種工事の入札結果を見た時、特に問題があるような少なさではないということでしょうか。
- (担当課2) はい、そのように認識しております。
- (委員 2) 続いて、御課の同種工事において、予定価格と落札額が近似値になるのは よくあることなのでしょうか。
- (担当課 2) 先ほどもお話した通り、コワーキングスペース整備工事ということで言いますと当市としても初めてでしたが、建築改修工事として考えた時、特に変わったり難しかったりする内容はなかったと認識しております。過去の工事を見ると、結果として金額が近いものもあれば遠いものもあり、近い

からといってただちに問題があるとは思っていません。ほとんど公共単価 を使用しており特殊な工事もないため、シンプルな積算であったとは思い ます。

(委員 2) 今回のコワーキングスペース整備工事は主に内装の改修でしょうか。

(担当課 2) はい、内装が主です。

(委員 2) 什器備品、電気設備、機械設備なども含まれているのですね。

(担当課 2) はい、建築改修工事と併せて、エアコン等の電気設備、トイレ等の機械設備、机椅子などの家具の購入などがありました。

(委員 1) 今回の工事は、既存建物の内部を撤去して、新たに内装を整えるものだと 認識しました。いただいた資料に解体撤去工事の金抜き設計書があります が、これに各単価を入れていけば市の設計金額と大体合うということでし ょうか。

(担当課 2) 解体についても公共単価、または物価本の価格によりますので、一般的な 積算で合ってくるかと思います。

(委員 1) おそらく内装については計算しやすいだろうと思うのですが、解体撤去についても、市の設計金額をほぼ予想できるということですね。

(担当課 2) はい、解体撤去についても面積や仕様を設計に正しく反映させていますし、 難しい工事ではないと思います。

(委員長) 辞退、不着の業者について、その理由を把握されているでしょうか。

(事務局 1) 辞退した業者については、「期間内に完成させることが困難である」という 理由でした。不着の業者については、その後の調査を行っていないため、 理由は把握しておりません。

(委員長) 参加者が 4 者いて、うち 1 者が不着、1 者が辞退となっています。残り 2 者のうち 1 者は、比較的積算が容易な中で高めの金額を入れており、受注意欲が少なかったのかなという印象です。最終的に受注可能な金額で入札しようとする者が 1 者であったため、比較的高めの金額でも落札されて落札率が高くなったのだと感じました。もっと多くの業者が参加してもらえたら競争も働くと思うのですが、数としてはいつもこのくらいなのでしょうか。

(担当課 2) 建築一式工事で B ランクに格付されている業者は 14 者あるので、もっと参加していただければ、というのはありましたが、結果的にこの数でした。

(事務局 1) 今年度、市全体で建築 B の工事が 4 件ありましたが、このうち 3 件は 4 者、

残り1件が7者の参加になっています。今回の案件のみ特別参加者が少ない、というわけではないと思います。

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

- 3. 松帆・湊 22 号管渠布設工事(下水道課)
- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) 案件抽出時は本件が低入札価格調査制度の対象かどうか分かっていなかったのですが、先ほどの概要説明で対象であったと分かりました。そのうえで、改めて落札率が 63.42%と低い理由についてお伺いさせてください。
- (担当課 1) 低入札価格調査制度の調査内容と合わせて説明させていただきます。工事 価格は、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費で構成されて おり、入札参加者はこれらの積み上げにより応札価格を決定します。調査 をする中で、落札率が低い理由は大きく2つあると考えました。1つ目は、 直接工事費の数ある工種のうち、軟弱地盤に下水管を布設する推進工につ いて、落札業者の積算が市のものと比べて約58%と安価であったというも のです。他工種では大きく目立った差はありませんでした。また、推進工 は直接工事費の約40%を占めているので、推進工が安価であることが、入 札金額を下げる主要因になっています。調査時のヒアリングによると、業 者は市が選定している工法より高価な仕様の上位工法を採用しておりまし た。より高価な工法を採用しながら安価にできる理由としては、長年付き 合いのある協力会社が慣れている工法であり、所有している機材を使用で きることからも作業効率や機材レンタル料を圧縮できる等の面で、総合的 に検討した結果とのことでした。2 つ目は、直接工事費が下がったことに より、直接工事費を基に計算する共通仮設費・現場管理費・一般管理費は、 自ずと下がることになります。これらを市の積算と比較した時、落札業者 の積算は共通仮設費が約 45%、現場管理費が約 27%、一般管理費が約 34% で計上されておりました。これらの経費は、品質管理の試験費、現場事務 所の営繕費、従業員の法定福利費、下請けの諸経費等を全て確保し、会社 の利益も考慮したうえでの金額であると、調査時のヒアリングで確認して おります。その際に業者から話があったのが、「本件は低入札価格調査制度 対象となるため、最低制限価格がありません。そこで、落札したいと思っ

たら損益分岐点ギリギリでの入札をするためこの価格になりました。」とのことでした。以上、2つの点から、落札額が予定価格の63.42%と低くなったと考えます。

- (委員 2) ありがとうございます。予定価格が 1 億 5000 万円以上となった場合、低入 札価格調査制度を適用するのは必須となっているのでしょうか。もしくは 案件毎に適用の有無を決めるのでしょうか。
- (事務局 1) 制度上、最低制限価格を適用することができるという取り決めはありますが、運用上 1 億 5000 万円以上の工事では必ず低入札価格調査制度を適用しております。
- (委員 2) 分かりました。企業努力をしている業者が落札されたのかな、という印象 です。これまでに低入札価格調査制度を適用した案件で、今回の業者が落 札した実績はあるでしょうか。
- (事務局 1) 今回と同じく下水道課の低入札価格調査制度適用案件で、調査基準価格未満で落札した実績があります。そちらも管渠布設工事でした。
- (委員 2) 得意分野だということですね。以前低入札となった案件については、その 後不具合等生じていないでしょうか。
- (担当課1) 問題なく工事完了しております。
- (委員 2) 低入札で落札されても、少なくとも現時点までは工事品質に問題ないということですね。次に、予定価格の設定方法について教えていただけますか。
- (担当課 1) 兵庫県の基準により、予定価格の基になる工事価格を算出しています。予定価格は、金抜き設計書の数量と、県の積算基準や単価、または刊行物の単価から工種毎に積み上げていきます。一部単価がないものついては、メーカー3 社以上に見積りを取りその平均単価 A を算定します。次に、県単価または刊行物単価が分かっているものについてもメーカー見積りを取り、その平均単価を基に県または刊行物単価に対しての率を出します。最後に、平均単価 A とこの率から採用単価を算出しています。ただし、こうして採用された見積単価及び特別調査単価は、積算参考資料として公告時の金抜き設計書と合わせて公開しています。よって、参加業者毎で見積条件の違いによる差はないものと考えます。
- (委員 2) 複数社からの見積りや率により算定されているということで、公平性も高く問題ないかと思われます。
- (委員 1) 今回推進工の割合が高く、採用する工法によって差が出てくるということ

でした。市で作成した設計書や仕様書にある工法については、それを守る必要は特にないのでしょうか。今回別の工法を採用したということですか。

- (担当課1) はい。その通りです。
- (委員 1) 市としては、結果的に管が布設されたらどのような工法でもいいということですね。
- (担当課 3) 積算上は特定の工法の単価を採用していますが、その工法を指定している わけではありません。結果として目的が達成できれば良いのですが、積算 時は目的を達成できる中で安い単価の工法を採用していました。
- (委員 1) 業者がより高度な工法だけど安くできる、ということでその金額で積算してきた結果ということですね。
- (担当課 3) そうですね。積算と異なる工法でやりたいという場合は、施工承諾を与えてやっていただくことになります。
- (委員長) 参加者の数も多く、どの業者も調査基準価格未満ということで、みなさん 受注意欲が高かったのかなと思います。同種の管渠布設工事では、受注意 欲が高いなどの傾向があるのでしょうか。
- (担当課 3) 下水道事業は旧町時代から実施しており、通常毎年何件かの発注があるため、業者としても施工経験を積み重ねてきております。また、今回の工事程の規模となると、他の工事と併せて会社としての利益を出すことが可能であるとの話もありました。これらの点から、入札の参加者が多かったと考えています。
- (委員長) ありがとうございます。本件は非常に競争が激しいので聞かせていただきました。
- (担当課 3) 担当からの説明にあった、「長年付き合いのある協力会社」も実績を多く積んでいるため、このような安価での応札になったと認識しています。
- (委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

#### 4. 神代八幡線外 区画線修繕工事(建設課)

- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) 最低制限価格と同額での落札となった理由について、予定価格の設定方法 も交えて教えていただけますでしょうか。
- (担当課 1) 本工事につきましては、兵庫県が公表している積算単価を基に積算してい

ます。現場の数は多いですが、使用する単価の種類は少なく積算としては かなり単純なものでした。そのため、最低制限価格の推測が容易であり、 同額での応札者が複数出てくじになったと推測しています。

- (委員 2) 御課での同種工事において、最低制限価格と落札額が一致するというのはよくあることなのでしょうか。
- (担当課 1) 昨年、同様の区画線工事を発注しておりますが、そちらは同額とはなって おりません。ただし、近いものであったと記憶しています。
- (委員 2) 今のお話からしますと、この種の塗装工事はアスファルト工事などと同じように積算が容易であるということだと思いますが、1 者高い金額で応札している理由は把握されていますでしょうか。
- (担当課 1) 本工事は、アスファルト舗装工事などよりもさらに単純な積算の工事となります。アスファルト工事であれば取り壊しなどの現場条件も必要になりますが、今回は道路の外側線を引く、交差点にカラー舗装をするという極めて単純なものです。1 者高い金額で応札している業者については、その理由は分かっておりません。
- (委員 2) 昨年、同種工事において最低制限価格と近い金額で落札されたということ でしたが、それは今回最低制限価格と同額で応札したどちらかの業者だっ たのでしょうか。
- (担当課 2) いいえ。また別の業者です。今回の入札には参加しておりません。
- (委員 1) 塗装工事となると、工法ではなく塗料で差が出るのではないかと考えるのですが、今回塗料の指定はあったのでしょうか。
- (担当課 1) 設計書内には塗料の指定があり、その単価も兵庫県が公表しているものを 採用しています。
- (委員 1) 塗料の単価さえ分かれば、あとは長さや面積の数量をかけて計算できるということですね。塗料にも色々あると思いますが、道路という比較的劣化しやすい環境を考えた時、塗料を変えることで工事の回数を減らせる、といったことはあるのでしょうか。
- (担当課 2) 道路区画線については、溶融式という材料指定と厚み指定をしております。 耐用基準としては、一般車両が通る道路で 10 年程度を想定しています。
- (委員 1) 仮に 10 年保つ塗料と 15 年保つ塗料があった時に、単価と頻度からコスト を比較してみる、ということはできるのでしょうか。
- (担当課 2) 実際には塗装の厚みで摩耗の仕方が変わってきますが、あまり分厚すぎる

と路面に水が溜まって凍結するなど、事故に繋がることも考えられます。 そのため、分厚くなりすぎず長く使える厚さを考慮して発注するようにしています。

- (委員 1) 耐用年数だけでなく、他のことも考慮したうえで今の材料になっているということですね。分かりました。
- (委員長) 私はこれまでの質問で十分です。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。
- 5. 道の駅うずしおリニューアル工事基本・実施設計業務(建築技術室)
- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) まずは本件の採択、採点方法の概要を教えていただけますか。
- (担当課 1) プロポーザル審査を実施するにあたっては、南あわじ市プロポーザル審査 委員会条例に基づいてプロポーザル審査委員を選定し、プロポーザル参加 者から提出される書類の審査、及びヒアリングの審査を行いました。審査 基準については、100 点を満点として業務実施体制・実施方針・特定テーマ等項目毎に、国土交通省近畿地方整備局が定める「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関する運用ガイドライン」に基づき採点しております。最優秀提案者の選考方法については、審査委員の過半数 以上の最多得点を獲得した参加者を、最優秀提案者としています。ただし、「審査委員の過半数以上の最多得点を獲得した参加者」がいない場合は、総合得点が 1 位のものを最優秀提案者とします。また、参加者の総合得点がいずれも 6 割に満たない場合は、該当者なしとする採点基準を定めていました。
- (委員 2) 本件の採択は、1回目で決定されたのでしょうか。それとも、票・点数が足りずに再度の審査を行ったのでしょうか。
- (担当課 1) 1 回目の審査で最優秀提案者の条件を満たすものがおりましたので、そこで決定しております。
- (委員 2) 単純に点数だけで最優秀提案者の選定をするのでしょうか。あるいは、他 の要素を話し合う場があるのでしょうか。
- (担当課 1) 最優秀提案者の選定基準として、「審査委員の過半数以上の最多得点を獲得 した参加者を最優秀提案者とする」と定めていますので、それ以外の要素 を考慮して得点の低いものが最優秀提案者に選ばれる、ということはあり

ません。

(委員 1) 審査委員は何名いたのでしょうか。

(担当課1) 本業務については7名でした。

(委員 1) プロポーザル審査というと、通常このくらいの人数でしょうか。

(事務局 1) 先ほど話に出ました南あわじ市プロポーザル審査委員会条例では、「15 人以内」と定められております。

(委員 2) 実際にはどのような方が委員をされたのでしょうか。

(担当課 1) 南あわじ市プロポーザル審査委員会条例で、委員長には副市長を充てることは定められています。それ以外では、関係部局の部長、外部有識者・関係団体等から委員を選定しています。

(担当課 2) 南あわじ市プロポーザル審査委員会条例の規定の中では、学識経験のある者・副市長・教育長・当該業務に関係する職員の中から任命することとなっています。それらを選定したうえで、入札審査会で承認を得て任命しています。

(委員 2) 審査時の採点表などは保管しているのでしょうか。

(担当課1) はい。保管しております。

(委員長) 公募開始から企画提案書の提出までの期限が約1ヶ月ということで、十分 な期間だとは思われますが、一般的にも妥当な期間なのでしょうか。

(担当課 1) 先ほど話にあがった国土交通省近畿地方整備局が定めるガイドラインに準 じて期間確保しておりますが、スケジュールの都合上、最低限の期間には なっております。

(委員長) こうした設計業務のプロポーザルがあると予め周知されていると、業者も 対応がしやすくなることも考えられますが、事前に業界へアピールするこ とはあるのでしょうか。

(担当課 1) 本設計業務の前に、この周辺エリア一帯の環境整備に関する基本構想・基本計画を策定する際にもプロポーザル審査をしておりました。プロポーザル審査の公募をかけると、入札情報の収集・公表をするサービス等を通じて、業界内には情報が出回ります。業界では基本計画等があることを把握しており、その後のおおまかなスケジュールについても基本計画に記載していますので、そうしたところから情報を集めていただいているものだと考えています。

(委員長) こうした案件の場合、予定価格はどのようにして決めていくのでしょうか。

(担当課 1) 必要な業務の内容を担当課で設定したうえで、複数の設計業者に参考見積 をいただき、設計書を作成しています。

(委員長) 参考見積りを徴収する業者はどのようにして選定したのでしょうか。

(担当課 1) 道の駅の設計実績や、ある程度大きな規模の事業に携わったことのある業者を選んで依頼しました。

(委員長) 見積りには協力してくれたけど、プロポーザル審査への参加はしてもらえなかった、という業者もあるのでしょうか。

(担当課1) はい。そういった業者もございます。

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

#### 6. 令和 3 年度 CAD ソフトウェア更新業務 (農地整備課)

- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) 今回は更新ということですが、本ソフトウェア導入時の業者選定方法について教えてください。競争入札によるものでしたでしょうか。
- (担当課 2) 導入時は指名競争入札により業者選定しております。入札参加資格者名簿 から 6 者指名し、4 者が辞退、2 者が応札しております。
- (委員 2) 更新について当初契約した販売店によるよう案内があった、ということですが、この点について詳しく教えていただけますか。当初の入札時に対抗業者がいたということは、他にも導入できる業者がいるということにならないでしょうか
- (担当課 1) 今回のソフトウェアについては、メーカーの HP で当初契約した販売店と 更新手続きを行うよう案内されております。
- (委員 2) メーカーがそのように指定しているということですね。分かりました。では次に、契約金額の妥当性について、どのように検証されたのか教えていただけますか。
- (担当課 2) メーカーの定める価格によります。電話窓口がないメーカーについては HP にて確認し、営業担当がいるメーカーについてはそちらで確認しています。
- (委員 2) 交渉の余地はなく、メーカーの定めた価格に応じるかどうかだけ、という ことでしょうか。
- (担当課1) そうなります。
- (委員 2) 今後も、導入業者を通じた契約が続いていくということでしょうか。

- (担当課2) 同様の形になっていくと思います。
- (委員 2) CAD ソフトウェアは今回のメーカー特有のもので、今後変更することもないし、入札もせず使い続けていくのでしょうか。
- (担当課 2) 市の中でも関係 7 課で使っているソフトウェアであり、これまでの経験も あるので使い勝手の違う別のソフトウェアに変えるというのも難しいです。 できる限り今の形で継続してくことが、事務の効率化にもなると考えます。
- (委員 2) CAD ソフトウェアの導入は何年前でしょうか。
- (担当課 1) CAD ソフトウェアの導入で言いますと、おそらく合併直後の平成 17 年から 18 年あたりであったと思います。
- (委員 1) 価格をメーカーが決めているということは、仮に違う業者だとしても同じ 価格であったということでしょうか。
- (担当課1) 断言はできませんが、おそらくそうなるかと思います。
- (委員 1) メーカーが「販売代理店で更新をお願いします」というのは、購入者の義務となるんでしょうか。競争すると値段に差があって、販売店で更新するのが義務でないとすれば、おそらく更新はどこでもできると思うので、入札に適していると考えることもできます。義務ということであれば当然履行しなければならないですが、お願いということであれば、そうした考えもできると思いました。どこで更新しても金額同じである、ということであればまた別の考え方もできるかも知れませんが。この点について把握されているでしょうか。
- (担当課 2) 現状としては、案内されるまま受け止めての対応でしたので、今後確認させていただきます。
- (委員 1) おそらく更新はどこがやっても同じだと思いますが、少しでも下がればと 思って言わせていただきました。もちろん、義務ではないという前提です が。
- (委員長) 先ほどの回答の中で、導入時は 2 者が応札したということですが、この 2 者は別のメーカーの製品を導入しようとしていたのでしょうか。
- (事務局 1) 当時の入札資料を確認しますと、同等品不可として製品指定していますので、同じ製品を導入しようとしていたはずです。
- (委員長) 分かりました。同じ製品でも競争が可能かということを確認させていただきました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

- 7. 令和3年度 松帆活性化センタートイレ洋式化取替工事(中央公民館)
- ○事務局より入札及び契約状況の報告
- (委員 2) 当初の入札が不調になった原因について教えていただけますか。
- (担当課 1) まず設計では諸経費を約39%で想定していましたが、入札時の内訳書によると、12%程度としている業者もありました。過度な競争があったことが、原因の一つではないかと考えています。別の公民館で実施した同種のトイレ洋式化工事の落札金額から考えても、特に設計が高いとは考えていませんでした。
- (委員 2) 設計はどのようにされたのでしょうか。
- (担当課1) 設計については、設計士に委託して作成してもらっています。
- (委員 2) 分かりました。次に、その後の顛末について教えていただけますか。
- (担当課 1) 入札金額の内訳書から、実勢価格はかなり低いことが分かりましたので、 単価設定時の掛け率を見直して再度設計しました。再設計したところ、予 定価格が随意契約の範囲内であったため、4 者による見積合わせを実施し、 落札者決定しております。
- (委員 2) 2 回目は随意契約ということですね。設計の見直しは、単価の見直しだけ でしょうか。内容の変更もあったのでしょうか。
- (担当課1) 基本的には単価の見直しだけです。
- (担当課 2) 先ほど別の公民館で同種工事を実施したといいましたが、その時は 1 基の みでした。今回複数台をまとめて工事する際に、ここまで安くなるという のを読めていなかったというのはあると思います。
- (委員 2) 2 回目の随意契約はいつ実施されたのでしょうか。
- (担当課1) 2回目は12月13日開札です。
- (委員 2) 11 月 25 日に同課で実施している防犯カメラ設置工事についてですが、先 ほどの日付よりも前なので、実勢価格に近い単価を反映できなかったため に不落に終わったということでしょうか。
- (担当課 1) 防犯カメラの設置工事については全く逆の理由となります。この防犯カメ ラ設置工事については、資材費がほとんどであるため、当初物品の購入と それに伴う簡単な取り付けとして入札するつもりでした。しかし、同種の 防犯カメラ設置工事については電気工事として発注されることが多く、今 回も電気工事として発注することになったわけですが、そうなると諸経費

が高くなり、予定価格を下回る業者がなく不落になったと考えています。

- (委員 2) また別の原因ということですね。入札が複数回になると、市にとっても業者にとっても負担になってしまいます。今後、スムーズに業者決定するための対策は何かありますでしょうか。
- (担当課 1) 個人的な考えにはなりますが、最低制限価格と予定価格の間が狭いように は感じます。また、建築士が設計する際に実勢価格がもっと反映できれば とは思います。
- (事務局 1) 最低制限価格の算定式については、国が定めたモデルをほとんどの自治体で準用しています。この算定式についても時々見直しが行われ、年々率が上昇する傾向にあります。国と同じ基準にしないといけないわけではありませんが、品質確保や下請け叩きを防ぐために国も地方公共団体に対策を求めていますので、考慮していく必要があると考えます。
- (委員 2) 防犯カメラの方は、予定価格よりも入札価格が高くなったために不落ということでした。こうしたケースへの対策というのは何かおありでしょうか。
- (担当課 2) 今回設計士が業者への見積りを取っているのですが、その際に実質工事を するような業者から見積りを取れていなかったのでは、というのはありま した。
- (委員 2) 御課では、防犯カメラのように入札価格が予定価格を超えるケースが稀で、 トイレ工事のように入札価格が最低制限価格未満となるケースが多いので しょうか。
- (事務局 3) 中央公民館では、中央公民館と地区公民館の修繕工事等を担当していますが、小規模なものが多いので入札に至るものはあまりないのかなと思います。
- (委員 2) 今回たまたま立て続けに 2 件あったということでしょうか。
- (担当課 1) 防犯カメラの件については、新型コロナの影響による半導体不足のせいも あると聞いています。
- (委員 1) 防犯カメラは今回初めてであったので、今回の経験を今後活かしていただければとは思います。トイレ改修については 1 基のみの改修はそれまでにも経験があったとのことですが、今回のように複数設置という工事はこれまで経験なかったのでしょうか。
- (担当課 1) ほとんどの地区公民館が、大規模改造の時などにトイレ改修も行っており、 トイレ改修工事のみで入札をするというのはありませんでした。

### 令和3年度 松帆活性化センタートイレ洋式化取替工事(中央公民館)

(委員 1) トイレ改修と防犯カメラ工事は結果として逆の結果になっていますが、根本的には担当課として初めての発注であり、実勢価格が読めなかったという設計の問題かと思います。

(担当課1) そのように思います。

(委員1) 公民館のトイレ改修は今後も続くのですか。

(担当課 1) ほとんどが大規模改造の中で改修しますので、トイレ改修のみ発注するのは今回の工事までとなる予定です。

(委員 1) 今後、更新等あった際に活かしていただければと思います。

(委員長) 私はこれまでの質疑で十分です。他になければこれで終了いたします。ど うもありがとうございました。

- 3 入札及び契約の手続き等に関する再苦情処理について
- 1. 入札及び契約の手続き等に関する再苦情処理について

令和3年11月25日に開札した「し尿処理設備撤去工事」について、最低制限価格の設定に誤りがあり、落札決定の取り消し・落札者の変更を行ったが、その手続きの妥当性について、入札監視委員の意見を聴取した。

#### ○事務局より経緯の報告

#### 1. 概要

- (1) 工 事 名 し尿処理設備撤去工事
- (2) 入札方法 公募型一般競争入札
- (3) 入札参加者 4者
- (4) 入 札 日 令和3年11月25日
- (5) 予定価格 63,680,000円(税抜)
- (6) 最低制限価格 (正) 44,570,000円(税抜)
  - (誤) 54,120,000円(税抜)
- ・最低制限価格の算定式については、国のモデルを参考として設定しているが、<u>解体工事</u> (建物を取り壊す工事や設備の撤去のみを行う工事)が主たる工事の場合は、南あわじ市 独自の算定式を設定。この独自算定式では、他の算定式よりも<u>最低制限価格が低く</u>設定さ れることになる。
- ・し尿処理設備撤去工事(以下「本工事」)については、旧衛生センターし尿処理設備の除 染及び設備撤去等の工事となることから、解体工事の最低制限価格算定式を適用するこ とを入札参加者資格審査会で決定し、入札公告にもその旨、明記。

しかし、入札前に本工事の最低制限価格を設定する際、解体工事ではなく、<u>建築一式工事</u>の算定式を適用してしまったことから、最低制限価格を本来より過大に設定することになった。

## 2. 判明の経緯

- ・上記入札日に直接入札(入札参加者が直接会場へ来る方式)にて入札を執行し、誤った最 低制限価格(下図②)により落札者、失格者等を決定。
- ・入札参加者が会場から退出した後、立ち会いしていた発注担当課職員から、予定価格に対して最低制限価格が高すぎるのではないかという指摘を受け、最低制限価格の誤りが判明した。

#### 3. これまでの対応

- ・契約実務提要に掲載の類似案件の事例を参考に、誤りの判明が落札決定直後であったことから、全ての入札参加者を会場へ呼び戻し、経緯の説明と謝罪を行い、落札決定を取り消したうえで、新たな(本来の)落札者の決定(下図①)を行った。しかし、落札決定を取り消された業者には、この対応に納得して頂くことができず、令和3年12月1日付で苦情申立書が提出された。
- ・苦情申立てに対し、令和3年12月21日付で回答を行ったが、回答書による説明に不服があるとして、令和4年1月19日付で再苦情申立書が提出された。

#### 4. 再苦情申立てに対する回答について

- ・今回の落札者決定の取り消し及び落札者の変更については、本市の事務処理の誤りに起因することから、この再苦情申立てに対しては真摯に対応し、信頼回復のため、説明責任を果たすことが重要であると認識している。
- ・そのうえで、申立者への回答については、南あわじ市入札監視委員会設置条例に基づき、 入札監視委員会での審議結果を踏まえ行うものとする。
- (委員長) 苦情申立てに対する回答書の内容も確認しましたが、今の報告と同じ事情がさらに詳細に説明されていました。これらによりますと、発注担当課職員の方から最低制限価格が高すぎるのではないかと指摘されたということですが、その方は本来あるべき最低制限価格の額を知っていたのでしょうか。それとも、金額は分かっていないけれど、高いのではないか、と指摘されたのでしょうか。
- (事務局 1) 実際に計算していたかまでは分かりませんが、当然設計担当課として設計 額は分かっているため、公表されている算定式を基に計算し、概ね近い金 額を推測することはできます。
- (委員長) 落札者決定の過程に、発注担当課職員の方は加わらないのでしょうか。
- (事務局 3) 担当課は単なる立ち会いとして同席しているだけですので、落札者決定に は当然参加しませんし、基本的に途中で発言することはありません。
- (委員長) 落札者の発表がされて、初めてどの業者がいくらで落札されたか知るわけですね。その時に直ちに発言するというのも難しいので業者が退席された後で発言されたということでしょうか。
- (事務局 3) おそらくそうだと思います。
- (委員長) 分かりました。入札監視委員会としては、どのようなことがあったのかと

いう事実を明らかにして、その対応が妥当であったかどうかを議論するの だと考えます。今の報告及び苦情申立てへの回答書から、今回の件は最低 制限価格の設定にミスがあり、事前のチェックでせっかくこのミスが発見 されていたのに、その修正を失念するという人的ミスがあった、というこ とが原因と考えます。ミスはあってはいけないことですが、絶対に無くす こともできないので、問題はそれが起きないようにどれだけ十分な手当て がされているかだと思います。例えば、システムやチェック表を使ったセ ルフチェックやダブルチェックなどの検討をしていく必要があります。ま た、このようなミスが発見された場合は、落札者の変更をするか再入札か となりますが、可能であれば再入札ではなく落札者の変更をした方が効率 的であり、今回のミス発見のタイミングであれば落札者の変更で対応した ことは妥当であると思われます。そうした点で、ミスが発見された後の対 応としては問題なかったのではないかと思います。苦情申立てに対する回 答書についても、落札者の変更に至る事情が十分理解ができるものであり 妥当なものであると思います。もちろん、再苦情申立てがされている点に ついては市として真摯に対応する必要があると思います。

- (委員 1) 市側のミスであることは確かですが、直後に訂正をしていることもあり、 ミス後はできる限りのことをしているのかなと思います。回答書も丁寧に 書かれているように感じました。市が何かを隠しているなら監視委員会と して明らかにする必要がありますが、本件はミスによるものであると考え られます。ミスに対してどう対応したか、どこに損害が生じたかというこ とを見た時に、これ以上の対応はできないのではないかと思います。
- (委員 2) 大手企業では内部統制報告制度が義務化されており、誰が業務を行って誰がチェックをするかということを文書化しております。そうした民間の制度を参考に、具体的にどのような改善策を進めるかを示すことで、より謝罪の意思が伝わるのではないでしょうか。今後ミスをなくしていくために、統制システムをどのように改善されるのでしょうか。
- (事務局 3) 文書化というところで言いますと、現状どのようなチェックをしているのかというのを文書にしたものはなく、各担当に委ねているところです。本件以降に改めた点としましては、チェック者をもう一人増やすのと、件名に「撤去」や「解体」とあった場合はシステム上でそれを強調し、最低制限価格を誤らないよう視覚に訴えるように対応しました。

(委員 2) それも統制システム改善の一つだと思います。

(委員 1) 監視委員会としては、これまでの経緯や対応について判断するものだという認識です。その点からしますと今回の件は人的ミスであり、今後なるべく起きないよう、対応策については十分検討する必要があります。一方、ミスが起きた後の対応については、十分配慮されていると思われました。

(事務局 3) 貴重なご意見ありがとうございました。

# 

予定価格	A 社(申立者)	55,100,000 円	 落札	63,680,000 円
- 最	B 社	52,000,000 円		54,120,000 円
制 低   限   価   格	c 社	48,000,000 円	失格	
格	D社	38,000,000 円	失格	

#### 4 その他

#### 1. 次回開催について

(事務局 3) 任期の関係もあり、次回は令和 4 年 1 月から 3 月分の案件を対象とし、5 月までの開催としたいと思います。詳細な日程はまた調整させていただきます。それでは以上をもちまして、令和 3 年度第 3 回南あわじ市入札監視委員会を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

## 次回開催について

## 配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R3.9.1~R3.12.31)
- ② 入札執行状況(R3.9.1~R3.12.31)
- ③ 随意契約一覧表(R3.9.1~R3.12.31)
- ④ 令和 3 年度 第 3 回入札監視委員会抽出案件資料